

令和8年度上下水道料金 WEB 明細システム構築委託業務
公募型プロポーザル方式審査要領

1. 審査方法

- (1) 令和8年度上下水道料金 WEB 明細システム構築委託業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を開催し、第3項に規定する審査基準に基づき提案者及び提案内容を審査する。
- (2) 審査は、評価項目を点数化(満点を100とする。)して評価を行い、各審査委員の評価結果を集計し、その評価点の合計を「審査会評価点」とする。
- (3) 審査の結果、審査会評価点の最も高い者を特定者として特定する。
最も高い評価点が同点で2者以上ある場合は、特定者は委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、審査会評価点が満点の6割に満たない場合は、特定しないものとする。

2. 審査会

(1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関する事を審議する。

(2) 審査委員

委員は次に掲げる者とし、会長は都市建設部長があたる。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、上下水道課長がその職務を代行する。

- 1 会長 都市建設部長
- 2 委員 上下水道課長
- 3 委員 営業係長
- 4 委員 営業係員
- 5 委員 営業係員

3. 審査に関する事項

- (1) 審査は、提案書に記載された提案内容がプロポーザル実施要領に定める条件を満たしていることを前提とし、別添の評価基準により行う。
- (2) 審査は、書類審査及びプレゼンテーション方式で行う。1提案者あたり、プレゼンテーションを30分以内とし、質疑応答は10分程度とする。なお、質疑応答で得られた回答は、提案に含むものとする。
- (3) 審査に使用するモニターは発注者が用意するが、パソコン等は提案者が用意すること(HDMI端子対応)。
- (4) 説明は提案書に沿って進めること。ただし、システム等のデモンストレーションを実施する場合はこの限りではない。
- (5) 出席定員は4名以内とする。